

◎社会保険労務士法の一部を改正する法律

(令和七年六月二五日法律第七七号)(衆)

一、提案理由(令和七年六月一〇日・衆議院本会議)

○藤丸敏君 ただいま議題となりました社会保険労務士法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、最近における社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、社会保険労務士の使命を明らかにする規定を設けるとともに、社会保険労務士の業務に労務監査が含まれることを明記するほか、社会保険労務士が裁判所に共に出頭することとされている弁護士の地位を代理人に改める等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る六月六日の厚生労働委員会において、賛成多数をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(令和七年六月一八日)

○柘植芳文君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、社会保険労務士の使命を明らかにする規定を設け、社会保険労務士の業務に労務監査が含まれることを明記し、社会保険労務士が裁判所にともに出頭することとされている弁護士の地位を代理人に改め、及び名称の使用制限に係る類似名称の例示として社労士等を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長藤丸敏君より趣旨説明を聴取した後、社会保険労務士の不正事案等への対応等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、れいわ新選組を代表して天畠大輔委員より反対、日本共産党を代表して倉林明子委員より賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。